令和３年氷川町農業委員会第８回総会議事録

1．開催日時：令和３年８月10日（金）　午後１時30分開会
2．開催場所：氷川町役場　１階　災害対策室
3．出席委員：14名

１番　金川　次男	２番　園田　昇	３番　橋本　淳一
４番　江﨑　貴博	５番　入江　清満	６番　木村　和浩
７番　坂口　誠一	８番　中村　貢	９番　濱田　正澄
10番　宮﨑　武士	11番　永田　裕二	12番　稲田　一
13番　井副　陽子	14番　本田　智恵子	

4．出席農地利用最適化推進委員：12名

１番　稲田　誠	２番　吉村　正光	３番　岩村　大祐
４番　緒方　眞二	５番　宇田　義生	６番　松本　荘一
７番　藤田　譲治	８番　野尻　一也	９番　本山　満
10番　木村　高雄	11番　吉田　稔	13番　橋本　隆也

5．議事日程
日程１．開会
日程２．会長挨拶
日程３．議事録署名委員の指名について
日程４．報告事項
(1) 農地法第18条第６項の規定による賃貸借契約の合意解約について
(2) 農用地利用配分計画について
(3) 農地の許可不要転用届について
日程５．議案審議
議案第26号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第27号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第28号　氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について
日程６．その他
日程７．閉会

7．農業委員会事務局職員

事務局長　前崎　誠	事務局長補佐　坂梨　俊弘
係長　續　貴志	会計年度任用職員　川田　純也
主事　平山　望愛	

8．会議の概要

前崎事務局長　本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和 3 年氷川町農業委員会第 8 回総会を開催します。はじめに、会長挨拶を坂口会長よりお願いします。

坂口会長　――＜挨拶＞――

前崎事務局長　つづきまして、藤本町長よりご挨拶をお願いいたします。

藤本町長　――＜挨拶＞――

前崎事務局長　つづきまして、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局の自己紹介を行いたいと思います。

農業委員の議席番号 1 番から順に自己紹介をお願いいたします。

――＜農業委員　自己紹介＞――

――＜農地利用最適化推進委員　自己紹介＞――

――＜事務局　自己紹介＞――

前崎事務局長　これで自己紹介を終わりますが、ここで町長は公務のため退席となりますので、ご了承ください。

（町長退席）

前崎事務局長　それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第 4 条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は坂口会長にお願いいたします。

坂口議長　それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、1 番、金川委員、2 番、園田委員を指名いたします。

つぎに、農業委員会に関する協議事項についてです。案件が 6 件ございます。まずはじめに協議事項（2）～（4）について事務局より説明願います。

前崎事務局長　――＜協議事項（2）～（4）について説明＞――

坂口議長　ただいま協議事項（2）～（4）について事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員　資料 3 ページの守秘義務について違反をしたらどうなりますか。罰則等はありますか。

坂口議長　今まで違反はありませんが、農業委員会は皆様の財産を扱いますので、会議の内容を漏らすことはしないでください。

坂梨事務局長補佐　罰則等については、調べてまた来月総会でご説明いたします。

濱田委員　もう 1 つ質問ですが、一時転用する場合の期間は何年間可能ですか。

前崎事務局長　工事期間等にもよりますが、最長3年間となっています。
濱田委員　3年を過ぎて、更新も可能ですか。
續係長　更新できないことはありませんが、更新する相当な理由が必要となります。例えば、また同じ場所を使わないといけない理由があるなど、相当な理由が必要ということを県農業会議から確認いたしました。
濱田委員　別の質問になりますが、無断転用の定義は何ですか。
續係長　無断転用とは、転用の届出書を提出せずに転用をする行為のことで、「無断転用」という言葉は法律上になく、「違反転用」という言葉になります。違反転用行為には 5 つありまして、1つ目が許可を受けずに農地転用をすること。2つ目が許可を受けないで農地の権利を変更すること。3つ目が転用申請をして転用許可は出ているが、許可にない条件の転用をすること。4つ目が、違反転用を請け負う工事関係者も違反転用行為となります。5つ目が、虚偽の手段により許可を受けるというこの 5 つが違反転用行為となります。いわゆる無断転用と言われるものは、許可を受けずに農地を転用することになるかと思います。
濱田委員　違反転用の認定は農業委員会で行うのですか。
續係長　はい。
坂口議長　他にありませんか。
（異議なし）
坂口議長　異議もないようですので、つぎに協議事項（5）について事務局より説明願います。
前崎事務局長　――＜協議事項（5）について説明＞――
坂口議長　ただいま協議事項（5）について事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
（異議なし）
坂口議長　異議もないようですので、つぎに協議事項（6）について事務局より説明願います。
前崎事務局長　――＜協議事項（6）について説明＞――
坂口議長　ただいま協議事項（6）について事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
（異議なし）
坂口議長　異議もないようですので、つぎに協議事項（7）について事務局より説明願います。
前崎事務局長　――＜協議事項（7）について説明＞――
坂口議長　ただいま協議事項（7）について事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、つぎに報告事項についてです。報告事項が 3 件ございます。まずはじめに（1）から（2）を事務局より説明願います。

川田職員　　――＜報告事項（1）、（2）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　なにもないようですので、つぎに報告事項（3）についてです。事務局より説明願います。

續係長　　――＜報告事項（3）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　なにもないようですので、報告事項についてはこれで終わります。つづきまして、議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件ついて上程します。案件は 3 件です。まずはじめに案件（1）について事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 26 号、案件（1）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を　江﨑　委員よりお願いします。

江﨑委員　　8 月 5 日、午前 10 時より現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画を確認いたしましたが、許可は適当であると思われます。以上で現地確認報告を終わります。

坂口議長　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員　　事前着工した場合はどうなりますか。

續係長　　事前着工した場合、その土地が許可基準を満たしているのであれば、あとから認めることもできると県農業会議から確認いたしました。また、その土地が転用できない場所であれば許可ができませんが、中には知らずに転用をしてしまったケースもありまして、そういった場合は追認をしてもかまわないと県農業会議から確認いたしました。

濱田委員　　よく始末書と聞きますが、始末書とはどういうものですか。

續係長　　始末書につきましては、農地法等を知らずに転用してしまったことのお詫び、違反転用が二度と起こらないようにする誓約、この場所を転用させてもらえないかという依頼、この 3 つを書いていただいており、同じ間違いを繰り返さないようにするための始末書となっております。

坂口議長　　他にありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、議案第 26 号、案件（1）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

坂口議長　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、案件（2）についてです。

案件（2）についてですが、農地利用最適化推進委員本人に関する案件です。氷川町農業委員会総会会議規則第 9 条の議事参与の制限に該当しますので、本山　推進委員は退席願います。

（本山推進委員退席）

坂口議長　　それでは事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 26 号、案件（2）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を　永田　委員よりお願いします。

永田委員　　現地確認報告をいたします。8 月 4 日、午前 10 時 30 分より申請者立ち合いのもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが、許可は適当であると思われます。以上で報告を終わります。

坂口議長　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、議案第 26 号、案件（2）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

坂口議長　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。ここで本山推進委員の退席を解きます。

（本山推進委員着席）

坂口議長　　つづきまして、案件（3）について事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 26 号、案件（3）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を　永田　委員よりお願いします。

永田委員　　現地確認報告をいたします。8 月 4 日、午前 10 時より申請者立ち合いのもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが、許可は適当であると思われます。以上で報告を終わります。

坂口議長　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見ありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、議案第 26 号、案件（3）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

坂口議長　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件が 3 件です。まずはじめに案件（1）について事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 27 号、案件（1）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を　江﨑　委員よりお願いします。

江﨑委員　　現地確認報告いたします。8 月 5 日、午前 10 時より譲受人、譲渡人立ち合いのもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可は適当であると思われます。以上で報告を終わります。

坂口議長　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見ありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、議案第 27 号、案件（1）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

坂口議長　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、案件（2）についてです。今回総会資料に記載してありますが、取り下げになりましたので、事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 27 号、案件（2）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、つづきまして、案件（3）について事務局より説明願います。

續係長　　――＜議案第 27 号、案件（3）について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を　中村　委員よりお願いします。

中村委員　　現地確認報告いたします。8 月 3 日、午前 10 時より申請者代理人立ち合いのもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可は適当であると思われます。以上で報告を終わります。

坂口議長　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見ありませんか。

入江委員　　このパネルの下に作物を植えられるのですか。

續係長　　営農型ではありませんので、作物は植えられません。

園田委員　　ここは柿の木があって荒れていますよね。

續係長　　はい。地目は田ですが、柿の木と丈の長い草が茂っており、現況は畑になっています。

濱田委員　　田から畑に地目変更はしなくていいのですか。

續係長　　本来ならば、形状変更等を出していただかなければなりませんが、田も畑も農地ですので今回転用申請を受け付けております。

坂口議長　　他にありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、議案第 27 号、案件（3）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

坂口議長　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第 28 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）を上程します。事務局より説明願います。

平山主事　　――＜議案第 28 号について説明＞――

坂口議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

（異議なし）

坂口議長　　異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つぎに、その他の連絡事項等についてです。事務局より説明願います。

前崎事務局長　　（事務連絡等について説明）

永田副会長　　以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。　　（午後 4 時 15 分閉会）

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長　　㊞

委員　　㊞

委員　　㊞